

# は し が き

本報告書は金融調査研究会第1研究グループが、「現代的な『金融業』のあり方～顧客価値を創造する金融業の拡大～」をテーマとして、平成27年度に行った研究成果の最終報告書である。近年、デジタル技術、とりわけスマートフォンの進歩やIoTの進展により、顧客利便性を追求する多様な金融技術が発達して、事業会社による銀行業や資金決済サービス業、また新たな資金調達方法や貸出形態への参入、電子商取引の拡大、ビッグデータの利用など、金融市場を取り巻く環境は大きく変化している。また同時に、金融業は少子高齢化の中で、成長戦略や地方創生への貢献が大きく期待されている基幹産業分野でもある。平成27年度はこうした状況を踏まえ、銀商分離や他業規制の論点を含む幅広い視点から、顧客ニーズの変化に対応した今後の金融業の将来像や規制のあるべき方向性について検討することとした。

そこで平成27年度の研究会では、多様な技術的要因が関係する最先端のテーマでもあったため、専門的知識に通暁された外部の専門家の方々からのヒアリングを基礎に議論を進め、それに基づいて委員・研究員の間での議論や研究報告を重ねてきた。その結果としての提言は「現代的な『金融業』のあり方～顧客価値を創造する金融業の拡大～」として、2016年3月に公表し、本報告書の冒頭に収録されている。ここでは、まず「I. 金融サービスを巡る環境変化と金融業に関する規制」について分析を行い、続く「II. 提言」において、「1. 顧客価値の創造に向けた不断の取組み」、「2. 金融分野におけるイノベーションをサポートし、促進させるための環境整備」、「3. わが国金融業のさらなる発展に向けた規制の見直し」という3つの提言を行っている

本報告書ではそれに続いて、各委員・研究員の個人研究論文が掲載されている。

第1章の清水論文は「フィンテックと金融サービスの顧客価値」と題して、フィンテックがもたらす顧客価値向上の本質に関する経済学的分析を行っている。技術進歩による取引コストの劇的な低下はクラウド・ファンディングなどの圧倒的多数からの少額投資を可能にして、少額資金の低価格弾力性、高リスク負担能力、低所得範囲の高い限界効用という特質を活かした取引を生んでいる。現実の金融市場がMM理論の想定した取引コストのない世界に近づく中で、ファイナンス理論体系も変化する可能性を指摘している。また、ビッグデータの普及は情報生産を本質とした伝統的金融機関の情報優位性や独占的地位を侵食しており、伝統的金融機関が非伝統的金融サービス業に転換する必要性を述べている。

第2章の小川論文「決済手段としてのフィンテック通貨」はフィンテック通貨が貨幣に代わる国際的決済手段になり得るかを問題としている。ここでは、フィンテック通貨の対米ドル交換レートの変動率が円／ドル為替相場の変動率に比して数倍も大きいことから、交換手段や価値保蔵手段としての機能に劣る点があり、それは市場の厚みが少ないことに起因するとしている。今後取引金額が増加しフィンテック通貨の流動性が増加してくれば将来性は期待できるが、

法貨に代替するのではなく、銀行間取引の時間短縮やコスト削減という金融サービス面において法貨を補完する形で発展する可能性が指摘されている。

第3章、「金融とIT技術」と題する前多論文は、まず銀行の機能との関わりで代表的なフィンテックを概観した上で、次に伝染モデルによるシミュレーションに基づいて、決済サービスはネットワーク外部性を持つため、新たなフィンテック技術は送金費用や手間などの参加費用がある一定値を超えて低下すると急激に参加者が増えて、既存の決済システムを浸食し取って代わる可能性もある点を考慮しつつ、金融システム全体を俯瞰する必要があると述べている。

第4章の小倉論文「クラウドレンディングの潜在力」は、Lending Clubのビジネスモデルと実績や従来の銀行融資との相違点を解説した上で、その急成長の理由を検討している。クラウドレンディングには個々の投資家のリスク回避度を推量できる仕組みがあり、なお推移を見守る必要はあるものの、より安い金利で効率的にリスク資金を供給する道が開かれる可能性を評価している。

第5章、「貨幣間競争下の銀行規制のあり方」と題する長田論文は、「新しい貨幣」の普及の現状を概観した上で、貨幣間競争が銀行の高いレバレッジに繋がる可能性があるため、システムの安定性や公平性の観点から、新しい通貨に関しても自己資本比率規制や流動性規制など既存の規制と同様の規制やワンウエイ規制の見直しなど、競争を促す方向で制度や規制を改革する必要性を指摘している。

フィンテックへの対応は伝統的金融機関にとって喫緊の課題であると同時に、基盤インフラである金融市場の国際競争力や取引の利便性、市場の安定性、規制体系など、多様な面から金融市場を根本的に変革する可能性を秘めており、わが国でも金融機関の柔軟な対応を可能とする銀行法の改正が行われた。この課題についてはまだ厳密な学問的検討が進んでいるとは言えず、今後重要なテーマとして学界においても議論されることになると思われるが、本報告書がそのような方向への基礎として必要な理論的整理の契機となって一層活発な議論に繋がれば幸いである。

本研究に関しては、外部の専門家の方々からヒアリングさせて頂いた技術的詳細に係わる情報が大変有意義であった。お忙しい中、快くヒアリングに応じて貴重なご教示を頂いた講師の方々に、この場をお借りして厚く感謝の念をお伝えしておきたい。

また、本研究会事務局として研究会の設営や提言・報告書の作成支援、情報提供のご支援を惜しまれなかった、全国銀行協会企画部金融調査室の皆様方に心よりの御礼を申し上げます。

金融調査研究会座長兼第1研究グループ主査 清水 啓 典